令和６年３月２６日

公益財団法人ワイテック育英会

令和６年度　奨学生募集要項

１．趣旨

当財団は、広島県内の工業高校、工業科を有する高校・高等専門学校に在籍する学術優秀な生徒で、経済的理由により修学困難な方に対して奨学援助を行うことにより、社会の有用な人材を育成し、広島県の教育水準の向上および人材の育成に寄与することを目的とします。

２．特徴

この奨学金の特徴は次の通りです。

⑴奨学金は給付型とし、返済の義務はありません

⑵奨学生の卒業後の就職、その他一切については本人の自由とします

３.応募資格

⑴広島県内の工業高校、工業科を有する高校・高等専門学校に在籍する生徒であること

⑵学業・人格ともに優秀であり、経済的理由により修学困難な方で、支援が必要と認められること

⑶学校長の推薦を受けることができること

＊経済的理由とは、主たる家計支持者の年収合計　概ね 800 万円以下を基準としています。

４.各学校からの推薦人数および採用人数

⑴推薦人数

高等学校・高等専門学校とも２年生から１名

⑵採用人数

高等学校・高等専門学校とも２年生から１名を予定（総数１９名）

※内訳　高等学校・・・２年生１７名　高等専門学校・・・２年生２名

５.奨学金の給付額と給付期間

⑴給付額　２万円/月額　（年間　２４万円）

⑵給付期間　高等学校の２年生は２年間、高等専門学校の２年生は４年間

⑶給付の方法　奨学金は３か月ごとの一定日に交付するものとします

（本人名義の銀行等の普通預金口座に入金します）

注：初年度の給付にあたっては、４月分から遡って支給します

【予定日】第１回目：令和６年６月 14 日(4～6 月分)、第２回目：令和６年９月 13 日(7～9 月分)、第３回目：令和６年 12 月 13 日(10～12 月分)、第４回目：令和７年３月 14 日(1～3 月分)

６.奨学金の休止または廃止事由

⑴休学、または長期にわたって欠席したとき

⑵学業または性行（素行）などの状況により、指導上必要があると認めたとき

⑶退学したとき

⑷傷い、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき

⑸学業成績または性行が不良となったとき

⑹奨学金を必要としない理由が生じたとき

⑺在学校で処分を受け、学籍を失ったとき

⑻その他奨学生としての資格を失ったとき

⑼前各号の他、奨学生として適当でない事実があったとき

７.応募方法

⑴応募に必要な書類

１）奨学生願書　（別紙１）

２）家族の状況・その他の奨学金の状況について　（別紙２）

３）奨学生推薦書　（別紙３）

４）学業成績証明書（前年度の成績を証明するもの）

５）在学証明書

６）前年度の所得証明書

主たる家計支持者（父母がいる場合は父母双方、父母何れかの場合はその片方、父母がいない場合は家計を支えている者）の収入が証明できるもの

①会社員、パート・・・源泉徴収票（コピー可）

＊なお、転職などにより前年中途あるいは今年新たに収入源に変動が生じた場合は、勤務先による年収見込み証明書（別紙４）を添付してください。

②自営業・・・確定申告書（コピー可）と収入を証明できるもの（課税証明等）

③その他（年金収入等）・・・収入を証明できるもの（課税証明等）

但し、留学生の場合は支持者の所得ではなく、家計支持者からの仕送り金額が確認できる資料とします。

７）住民票の写し（世帯全員の記載があるもの）

８）他の奨学金の給付を受けている場合、その支給元、支給期間、支給金額、返済の要否等を証明する書面またはその写し

９）奨学金振込指定口座届出書（別紙５）※本人名義に限定しています。

＊確認の為、銀行名・支店名・預金種類・口座番号・口座名義などの口座情報のわかる部分のみ、通帳コピーしたものを添付してください。

⑵提出方法

各行の窓口経由で上記資料を財団宛にご郵送ください。

⑶提出期限

令和６年５月８日

８.奨学金の決定

⑴奨学生の決定は、財団の選考委員会の選定を経て代表理事が行い、その結果は６月初旬をめどに学内の窓口宛に郵送でご連絡する予定です。

⑵選考の経過および決定の理由は公表しません。

⑶選考基準については別紙「奨学生選考基準書」をご参照願います。

９.その他

２年目以降は、成績証明書、在学証明書の提出をお願いします。

【　受　付　窓　口　】

公益財団法人ワイテック育英会　事務局

住所：広島県安芸郡海田町曽田３番74号　「株式会社ワイテック内」
E-mail:ikueikai@ytec-gr.co.jp
TEL　:080-6270-8004
FAX　:082-822-6702